

ながさきピース文化祭2025オフィシャルサポーター募集要綱

(目的・趣旨)

第1条 第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭長崎県実行委員会（以下「県実行委員会」という。）が、ながさきピース文化祭2025（以下「本文化祭」という。）のさらなる認知度向上や気運醸成を図るため、企業、団体等（以下「企業等」という。）による本文化祭の支援につながる各種取組を推進することを目的として、ながさきピース文化祭2025オフィシャルサポーター（以下「オフィシャルサポーター」という。）を設置し、これを募集する。

(認定)

第2条 本文化祭の趣旨に賛同のうえ、自発的に支援や協力をいただける企業等をオフィシャルサポーターとして、県実行委員会が認定する。

- 2 次のいずれかに該当する場合、オフィシャルサポーターとして認定を受けることができない。
- (1) 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とした団体、又は本文化祭を特定の政治、思想、宗教等の活動に利用するおそれのある者
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員であると認められる者
 - (3) 法令等に違反する者又はそのおそれがある者
 - (4) 公序良俗に反する者又はそのおそれがある者
 - (5) 本文化祭の品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げるおそれがある者
 - (6) その他県実行委員会会長が不相当と判断する者

(募集期間)

第3条 令和6年4月1日から令和7年7月31日までとする。

(役割)

第4条 オフィシャルサポーターは、本文化祭の認知度向上や気運醸成につながる各種活動（以下「活動」という。）を行う。

(特典)

第5条 県実行委員会は、次の特典を付与する。

- (1) 本文化祭公式ホームページ等でのオフィシャルサポーターの活動情報の掲載
 - (2) 本文化祭PR用物品の提供
- 2 前項(2)に記載のPR用物品の種類や規格等は、原則として別表に記載のとおりとする。

(費用負担等)

第6条 オフィシャルサポーターの活動、その他付随する取組等に必要な経費は、原則としてオフィシャルサポーターが負担するものとする。

(応募手続)

第7条 原則として、活動の開始日の30日前までに、必要事項を記載した「ながさきピース文化祭2025オフィシャルサポーター申込書」を県実行委員会に提出すること。

(注意事項)

第 8 条 次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 活動に必要な許認可等がある場合は、企業等の責任で許認可等を受けること
- (2) 事故等が発生した場合は、企業等の責任で解決にあたること
- (3) 第 2 条第 2 項に該当する場合又は上記(1)及び(2)までが遵守されていない場合は、オフィシャルサポーターの認定を取り消し、また本文化祭公式ホームページ等で公表する場合がある。

附 則

この要項は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表 (第 5 条関係)

物品の種類	規格等
ポスター	B 2 サイズ
チラシ	A 4 サイズ (両面)
のぼり旗	W450mm × H1,800mm ただし、ポール・台座は付属しない